

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の背景

1-1 国際的な動向

20世紀における二度の世界大戦の惨禍を経験し、その反省から、昭和23年（1948年）、国際連合（国連）において、全ての人々と全ての国が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。その後も人権を確立するためにさまざまな条約等が採択され、世界的な取り組みが行われました。しかしながら、世界各地では、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により戦争や迫害、差別が生じ、人権が侵害され、罪のない市民や子どもたちが犠牲になっています。

こうした状況は国際社会に人権機運を高め、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。人権という普遍文化の構築を目指した取り組みとして「人権教育のための国連10年行動計画」が決議されています。

更に、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は「誰一人取り残さない」ことを掲げており、「持続可能な開発目標（SDGs）」を構成する17の目標と169のターゲットには、人権尊重の理念が根底にあります。

1-2 国・県の動向

国は、基本的人権に係る部落差別（同和問題）に関して、昭和40年（1965年）の同和对策審議会の答申「同和問題の解決は国の責任であると同時に国民的課題である」を受け、昭和44年（1969年）に同和对策事業特別措置法（平成14年（2002年）に失効）、及びその他制定された法律等に基づく同和問題の解決のための施策を講じました。

また、人権の確立に向けた取組について、平成9年（1997年）に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

また、人権の確立に向けた取組について、平成9年（1997年）に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に

に向けた取組の促進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」のいわゆる人権三法が施行されました。

県においては、平成12年（2000年）5月に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。その後、この行動計画5年間の成果と課題を踏まえ、平成17年（2005年）以降の新たな計画として「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定・推進してきましたが、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきていることから、令和6年（2024年）3月に、人権問題に関する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くことを目的として、「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しました。

1-3 本市の状況

本市では、国や県における行動計画策定の動向を踏まえ、平成15年（2003年）に「人権教育のための国連10年前橋市行動計画」を、平成23年（2011）年に「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を策定し、同和、女性、子ども、高齢者、障害者等人権問題の解決に向けて、市民があらゆる機会を通じて人権尊重の精神を理解し、体得し行動することが出来るよう、さまざまな施策に取り組んできました。

しかし、計画策定から12年が経過する中、人権問題の多様化や複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い新たな課題も生じています。そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、「第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を策定し、幸福度（ウェルビーイング）向上の実現に向けて取り組みます。

～ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは～

社会的包摂とも訳され、社会的に全体を包み込むことです。

子どもや高齢者、障害の有無に関わらず、すべての人々が社会に参画する機会を持つことです。

この考えは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすSDGsの理念と通じるものです。

※「参加」は単に集まりに加わること。「参画」は事業や計画に加わること。

2 人権教育及び啓発の定義

人権は、日本国憲法において、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり「国民の不断の努力」によって初めて保持されるものとされています。

そのため、人権への市民の理解を深めながら、市民と行政が一体となって、人権が尊重されるまちを実現するためには、人権について知ること・権利を使うこと、あたりまえに権利が使える環境を作ることが重要となります。

また、人権教育・啓発推進法は、人権教育については「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発については「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義しています（第2条）。そして、国と地方公共団体が人権教育・人権啓発をどのように行うべきかについて、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と定めています（第3条）。

3 計画の基本理念

人権は、性別・年齢・社会的身分等にかかわらず、すべての人が等しく有するものであり、日本国憲法において「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とされています。

本市は、人権が尊重される社会の形成を目指し、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、幸福度（ウェルビーイング）向上の実現に向け、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

「一人ひとりを尊重する社会の推進」によって すべての市民の幸福度（ウェルビーイング）向上を実現する

～ウェルビーイング（Well-being）とは～

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

年齢や性別、国籍や障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人がお互いを認め合って、それぞれの幸福度（ウェルビーイング）の向上を実現する共生社会の形成が大切です。

4 計画の期間

令和6年度から令和15年度までとします。

ただし、推進期間内であっても、社会情勢等の変化を踏まえて随時、見直しを行うものとしします。

5 計画の位置づけ

- (1) 前橋市総合計画における行動指針のひとつ『認め合い、支え合う』は、年齢、性別、国籍、障害の有無、そして考え方などに関わらず、市民一人ひとりがお互いの個性や価値観を尊重し、認め合い、支え合う姿勢が大切なことを示しています。本計画は、この行動指針『認め合い、支え合う』とつながるものです。
- (2) 国の「人権教育・啓発の推進に関する基本計画」、群馬県の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を踏まえた本市における人権教育・啓発の推進に関する個別計画です。

6 目標達成のための指標

計画の推進を図るため、第2次基本計画では人権施策の推進に係る目標を、市民意識調査結果から設定しています。

推進目標	平成24年度	令和2年度	令和15年度
自分や自分の家族の人権が侵害されたと思ったことがある人の割合	13.1% (※)	11.6% (※)	0%

※平成24年度 人権に関する市民意識調査

※令和2年度 人権に関する市民意識調査

7 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない”ことを誓っています。

人口減少と少子高齢化社会の進展により、社会全体の活力低下が懸念される中、本市においても、市民に身近な地域行政として、SDGsを推進することで、持続可能な地域社会づくりを進めています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参照) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (国際連合広報センター)

「第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」とSDGs目標の対応

主な課題	SDGs目標
部落差別（同和問題）	      
女性の人権	       
こどもの人権	    
高齢者の人権	      
障害者の人権	      
外国籍の人の人権	     
HIV等感染症に関する人権	     
犯罪被害者やその家族の人権	  
刑期を終えた人の人権	   
性的マイノリティ（LGBTQ）の人権	       
インターネット等による人権侵害	  

さまざまな人権課題						
-----------	---	---	---	---	--	---

※上記は、それぞれの課題に対応する主なSDGs目標を記載したものであり、必ずしもすべてを網羅しているわけではありません。

